

徳島県規則第九号

徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則

徳島県技能検定実技試験手数料規則（平成十二年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表特級の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同表一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「八千九百円」を「九千二百円」に、「一万四千九百円」を「一万五千百円」に、「五千九百円」を「六千百円」に、「一万三千百円」を「一万三千三百円」に、「四千百円」を「四千三百円」に改め、同表三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。）の項中「四千三百円」を「四千四百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に受検の申請がなされている技能検定の実技試験に係る手数料については、なお従前の例による。